

令和3年度「公立大学法人広島市立大学の業務実績に係る評価結果」における評価委員会意見の反映状況について

区分	小項目（評価委員会による評価）		評価委員会意見の反映状況
	評価委員会による意見・コメント等	掲載頁	
教育	特色ある教育（A）		
	○博士後期課程における定員の充足は容易ではなく、そのため定員の充足が達成できないことは広島市立大学に限ったことではないことは承知の上で、定員未充足の研究科には、その充足に向けてこれまで以上に前向きな取組を期待したい。	16	国際学研究科では、社会人を対象としたカリキュラムや授業実施方法を見直し、社会人大学院生が終業後やオンラインで受講できる授業を示した「社会人のためのスキルアップ履修モデル」をウェブサイトで公開するとともに、オンライン説明会など学内外及び留学生に向けた入試広報を行っている。また、情報科学研究科では、大講座制への移行や、専攻を超えたオムニバス形式の講座の開設、新たな奨学金制度の導入など、修学しやすい制度や魅力ある教育・研究環境の整備を図り、意欲ある優秀な大学院生の確保に向けて取り組んでいる。
研究	研究活動の活性化（B）		
	○科学研究費の採択率及び獲得金額の状況が好転していない。 ○科学研究費等外部資金獲得実績が減少傾向にある。	37	研究活動の活性化については、重要課題の一つであると認識しており、科学研究費申請率を向上させるため、従来の科学研究費申請書作成支援に加えて、外部専門事業者を利用し申請書に対して助言を行う「申請書レビュー」を令和4年度に導入するとともに、引き続きアドバイザー制度、事前コメント制度等の科学研究費申請支援制度を実施している。また、科学研究費等獲得教員に対する研究費追加配分額の見直しを行った。 なお、令和5年度から研究推進を担当する理事長補佐を新たに設置し、研究活動の活性化及び質の向上に向けて着実に取組を進めることとしている。
業務運営の改善及び効率化等	その他業務運営（B）		
	○ハラスメント事案及び研究不正事案等については万全な再発防止体制を整備されたい。	59	ハラスメント撲滅に向けて、令和4年度から他大学のハラスメント相談室長経験者を新たにハラスメント専門相談員に委嘱するとともに、外部専門人材として弁護士をハラスメント調査委員会委員に登用するなど、ハラスメント相談体制及びハラスメント対応体制の強化に取り組んでいる。また、全教職員を対象としたハラスメント防止研修の開催、学生に対するメール配信等による注意喚起や意識啓発を行っている。これらの取組により、ハラスメント相談件数が増加し、早期に把握することによる深刻化の防止機能を果たすことに繋がっている。 研究不正防止に係る取組として、公的研究費活用等に関するハンドブックを改訂し、教職員に周知するとともに、本学の不正防止の取組、研究費の執行ルール、内部監査の結果、他機関における不正発生事例等についての情報提供やコンプライアンス研修を実施し、意識啓発及び注意喚起を図っている。